

# 調査結果

## 1. 調査委員会設置の経緯

令和元年 10 月 3 日に白楽ロックビル氏(以下「告発者」という。)から本学に対し、日本医療研究開発機構(以下「AMED」という。)の「研究公正高度化モデル開発支援事業」で採択された長崎大学河合孝尚准教授を代表者とする研究グループの研究課題「医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析(研究期間:平成 29 年 1 月 6 日～平成 31 年 3 月 31 日)」において、調査報告書附録 2(「参考資料 1-3:医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析—研究不正事例調査報告書 附録 2」のことをいう。以下同じ。)で「告発者のブログ「ネカト記事群」から盗用と思われる引用なしのコピペが行われている」との告発があり、令和元年 10 月 4 日に当該告発を受理した。また、令和元年 10 月 9 日に AMED から本学に対して、本研究課題の研究活動における不正行為の予備調査要請があった。これは令和元年 10 月 3 日に告発者が AMED に対して本学への告発と同じ内容の告発を行っており、AMED は当該告発を受理し、本学に対して当該告発に係る予備調査要請を行ったものである。この告発者からの告発及び AMED からの要請を受け、本学規程に基づき予備調査を行った結果、調査委員会による本格的な調査の実施を令和元年 11 月 25 日に決定し、本学規程に規定する研究活動における不正行為(AMED 規則第 3 条第 1 号に規定する不正行為と同じ。)の有無について調査を行うこととした。

## 2. 調査

### (1) 調査体制

調査は、長崎大学河合孝尚准教授を代表者とする研究グループのメンバー全員を対象者として行うため、調査委員会は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)」に定める「4 特定不正行為の告発に係る事案の調査」「4-1 調査を行う機関」の②を準用して構成することとした。

被告発者の所属機関は長崎大学のほか、徳島大学、信州大学、九州大学及び新潟大学(以下「関係大学」という。)であることから、関係大学に対し、本学が設置する調査委員会への委員推薦等について確認を行った。

その結果、徳島大学から 5 名、信州大学から 2 名の委員を推薦する旨の、また九州大学と新潟大学からは本学が設置する調査委員会に調査を一任する旨の回答があり、調査委員会は、本学の委員のほか徳島大学と信州大学から推薦された委員をもって構成することとした。

## (2) 調査委員会

調査委員会は、長崎大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程第14条第2項の規定に基づき、次の13名の委員で構成した。なお、委員13名中6名は、調査対象者の所属機関に所属する委員である。

### 【学内委員】

永安 武 長崎大学理事(研究・国際担当) (委員長)

山本 郁夫 長崎大学副学長(産学連携担当)、  
研究開発推進機構 副機構長

相楽 隆正 長崎大学工学研究科副研究科長(大学院教育担当)

### 【学外委員】

澄川 耕二 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター黒島診療所兼  
高島診療所 所長

高橋 晴雄 地方独立行政法人長崎市立病院機構長崎みなとメディカルセ  
ンター理事・耳鼻咽喉科主任診療部長

石橋龍太郎 塩飽志郎法律事務所 弁護士

佐々木卓也 徳島大学 理事(研究担当)

吉田 和文 徳島大学研究支援・産官学連携センター長(地域・産官学担当  
理事)

泉 啓介 徳島文理大学保健福祉学部看護学科教授

角村 法久 甲子園大学企画調整室主任企画員

森 晋介 森法律事務所 弁護士

丸橋昌太郎 信州大学 学術研究院(社会科学系) 教授、  
信州大学先鋭領域融合研究群社会基盤研究所 所長

吉開 多一 国士舘大学法学部法律学科教授、  
国士舘大学大学院法学研究科法学専攻(修士課程)教授

## (3) 調査期間

令和2年6月21日から令和3年9月10日

## (4) 調査対象

告発の対象となった調査報告書附録2が作成されるにあたっての調査及び調査報告書作成の実施体制において、作成者が信州大学の野内玲助教、資料作成者が徳島大学の井内健介准教授であった。

しかし、被告発者が河合孝尚准教授を代表者とする研究グループであること、また告発の対象となった調査報告書附録2は、長崎大学に開設されたホームページ

「医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析」に掲載されたものであることから、告発者のブログ「白染ブログの被盜用事件」に掲載されている河合孝尚研究グループメンバー全員を調査対象者として調査を行うとともに、当該ホームページに掲載された全ての調査報告書等を対象として調査を行うこととした。

#### 【調査対象者】

- 河合孝尚准教授(研究代表者・長崎大学)
- 井内健介准教授(研究協力者・徳島大学)
- 野内 玲助教(研究協力者・信州大学)
- 佐藤弘基准教授(研究協力者・九州大学)
- 佐藤俊太朗助教(研究協力者・長崎大学)
- 田中恒彦准教授(研究協力者・新潟大学)
- 川添百合香事務補佐員(研究協力者・長崎大学)
- 河原直人特任講師(研究協力者・九州大学)

#### 【調査対象の報告書等】

- 参考資料3:医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析(平成30年11月14日にAMEDに提出、平成30年12月9日にホームページに掲載)
- 参考資料1-1:医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析-研究不正事例調査報告書
  - ・ 参考資料1-2:医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析-研究不正事例調査報告書 附録1
  - ・ 参考資料1-3:医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析-研究不正事例調査報告書 附録2〔告発の対象となった調査報告書〕
- 参考資料2:医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析-国内の医療研究機関等での研究不正防止に関する実態調査報告書
- 参考資料4:医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析-医療分野における研究不正行為に関する意識調査のための調査票

#### 【調査対象委託研究費】

事業名 : 研究公正高度化モデル開発支援事業

研究課題名 : 医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析

委託研究開発費 : 平成 28 年度 6,370,000 円

平成 29 年度 6,994,260 円

平成 30 年度 6,994,208 円

#### (5)調査方法

調査委員会は、被告発者を出席させて行ったヒアリング調査と、調査対象の報告書等を作成する際に用いた資料による書面調査を実施した。

##### 1) 調査委員会

調査委員会の開催に先立って、令和2年3月中旬に、調査対象の報告書等を作成する際に用いた資料を調査委員会委員に配付し、書面による事前確認を行った。

##### ・ 第1回調査委員会

開催年月日:令和2年6月 21 日(日)9:00~20:00

開催場所:長崎大学第一会議室

調査内容等:被告発者に対するヒアリング調査を実施した後、書面による事前確認の結果とヒアリング調査で確認した被告発者の役割や被告発者が携わった調査における不正行為の有無、特に「盗用」であると告発があった調査報告書附録2への関与について協議を行い、調査対象の報告書等における研究活動における不正行為の有無の判定、特に調査報告書附録2における研究活動における不正行為(盗用)の有無について、審議を実施。

##### ・ 第2回調査委員会(書面会議)

開催年月日:令和2年8月4日(火)

調査内容等:第1回調査委員会の審議結果等に関する調査(各委員への意見照会)。

##### ・ 第3回調査委員会(書面会議)

開催年月日:令和2年8月 31 日(月)

調査内容等:調査委員会の調査報告書に関する調査(各委員への意見照会)。

- ・ 第4回調査委員会(書面会議)
  - 開催年月日:令和3年3月1日(月)
  - 調査内容等:調査委員会の調査報告書に関する調査(各委員への意見照会)。
  
- ・ 第5回調査委員会(WEB 会議)
  - 開催年月日:令和3年5月 14 日(金)17:15~18:45
  - 調査内容等:調査委員会の調査報告書に関する審議。
  
- ・ 第6回調査委員会(WEB 会議)
  - 開催年月日:令和3年6月 22 日(火)17:00~18:45
  - 調査内容等:調査委員会の調査報告書に関する審議。

## 2) ヒアリング調査

被告発者に対するヒアリング調査は、本調査のために告発受理後に被告発者に提出させた「被告発者である研究代表者及び研究協力者が作成した、本研究課題における役割と担当した調査の調査方法等(調査報告書等の作成を含む。)を記した書面」を、各委員の手持ち資料として行った。

なお、研究代表者及び各研究協力者に対して行ったヒアリング調査の主な概要は次のとおりである。

### ▶ 河合孝尚准教授(研究代表者)

- ・ 研究課題「医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析」における各研究者の役割・分担
- ・ 盗用であると告発があった調査報告書附録2への関与
- ・ 同人の当該研究課題への関与と結果の公表等
- ・ 当該調査研究のために行った情報収集の実態と、収集した情報の利用方法等

### ▶ 井内健介准教授(研究協力者)

- ・ 研究課題「医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析」における同人の役割
- ・ 調査報告書「参考資料2」に関する国内研究機関への訪問調査の概要
- ・ 同人が主たる作成者である調査票「参考資料4」における役割と調査

票の作成経緯等と研究代表者である河合孝尚准教授の関与

- ・盗用であると告発があった調査報告書附録2への関与

▶ 野内 玲助教(研究協力者)

- ・研究課題「医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析」における同人の役割
- ・調査報告書「参考資料2」に関する国内研究機関への訪問調査の概要
- ・同人作成の調査報告書「参考資料1-2」の調査方法及び調査報告書の作成経緯等と研究代表者である河合孝尚准教授の関与
- ・盗用であると告発があった調査報告書附録2への関与
- ・同人作成の調査報告書「参考資料1-1」の作成経緯等と研究代表者である河合孝尚准教授の関与

▶ 佐藤弘基准教授(研究協力者)

- ・研究課題「医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析」における同人の役割
- ・盗用であると告発があった調査報告書附録2への関与
- ・同人作成の調査報告書「参考資料2」の調査方法及び調査報告書の作成経緯等と研究代表者である河合孝尚准教授の関与

▶ 佐藤俊太郎助教(研究協力者)

- ・研究課題「医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析」における同人の役割
- ・盗用であると告発があった調査報告書附録2への関与
- ・同人が主たる作成者である調査結果「参考資料3」における役割と、同人が行った調査方法及び調査報告書の作成経緯等と研究代表者である河合孝尚准教授の関与

▶ 田中恒彦准教授(研究協力者)

- ・研究課題「医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析」における同人の役割
- ・盗用であると告発があった調査報告書附録2への関与
- ・同人が作成者の一員である調査結果「参考資料3」における役割と、同人が行った調査方法及び調査結果の作成経緯等

▶ 川添百合香事務補佐員(研究協力者)

- ・ 研究課題「医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析」における同人の役割
- ・ 盗用であると告発があった調査報告書附録2への関与
- ・ 同人が作成者の一員である調査結果「参考資料3」及び「参考資料4」における役割と、同人が行った調査方法及び調査結果の作成経緯等

▶ 河原直人特任講師(研究協力者)

- ・ 研究課題「医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析」における同人の役割
- ・ 盗用であると告発があった調査報告書附録2への関与
- ・ 同人が作成者の一員である調査票「参考資料4」における役割と調査票の作成経緯等

3) 書面調査

(ア) 書面調査資料

- ① 告発者が「盗用」が行われていると指摘している同人のブログ
- ② 調査対象の報告書等一式(参考資料1-1~参考資料4)
- ③ 研究代表者及び研究協力者が作成した本研究課題における役割と担当した調査の調査方法等(調査報告書等の作成を含む)を記した書面
- ④ 参考資料3「医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析」に用いた参考資料1-2に掲載の各研究不正事例の定量評価を行う際に活用した評価表及び評価者の評価等
- ⑤ 参考資料1-2「医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析—研究不正事例調査報告書 附録1」を作成(翻訳)した際に用いた ORI(アメリカ研究公正局)のホームページ上に掲載の不正認定事例
- ⑥ 参考資料1-3「医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析—研究不正事例調査報告書 附録2」に用いた告発者のホームページ等から検索して入手した情報
- ⑦ 参考資料1-3「医療分野における研究不正行為に関する意識調査及

び心理的要因分析－研究不正事例調査報告書 附録2」に用いた告発者のホームページ等から検索して入手した情報を基に当該調査報告書を作成するために整理したエクセルデータ

- ⑧ 参考資料2「医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析－国内の医療研究機関等での研究不正防止に関する実態調査報告書」の作成に用いた訪問インタビュー調査の概要等
- ⑨ 参考資料4「医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析－医療分野における研究不正行為に関する意識調査のための調査票」を作成する際に用いた資料

#### (イ) 書面調査の調査方法等

##### ① 書面調査資料の作成

調査は、河合孝尚研究グループのメンバー全員を対象とするヒアリング調査と、長崎大学に開設されたホームページ「医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析」に掲載された全ての調査報告書等である参考資料1-1～参考資料4を対象に行うことから、告発者及び被告発者に調査を実施する旨の通知を行った後、研究代表者に書面調査に必要な資料(書面調査資料③～⑨)の提出を求め、研究代表者及び研究協力者に当該資料を作成・提出させた。

##### ② 書面調査資料の配付

書面調査は、長崎大学に開設されたホームページ「医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析」に掲載された全ての調査報告書等を対象に行うが、特に告発の対象となった調査報告書附録2については、当該報告書作成の際に研究活動における不正行為が行われていないか精査する必要があること、またヒアリング調査の際の質問事項等を準備していただく必要があることから、調査委員会構成確定後の令和元年3月中旬に書面調査資料①～⑥を事前に各委員に配付して確認(照査)等を行った。

なお、書面調査資料⑦～⑨については、ヒアリング調査時に各委員に配付した。

##### ③ 書面調査資料による事前確認

調査対象の長崎大学に開設されたホームページ「医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析」に掲載された

調査報告書等のうち、参考資料1-2～参考資料4は調査報告書等を作成する際に用いた関係資料との照合や内容確認等を行った。特に、告発の対象である参考資料1-3(調査報告書附録2)は、当該調査報告書に掲載の各研究不正事例と引用した告発者のホームページ等から検索して入手した情報との照合と引用方法の確認を行った。

また、参考資料1-1は本研究課題の研究目的や調査の方法等のほか、参考資料1-2を資料として行った分析調査の概要と参考資料1-3等の概要を紹介した調査報告書であることから、参考資料1-2と参考資料1-3との確認結果を踏まえたうえで、参考資料1-1の記載内容等に関する確認を行った。

#### ④ 事前確認内容の審議等

令和2年6月21日に本学において開催した調査委員会において、事前に配布した書面調査資料を基にヒアリングを実施した。さらに、告発の対象である参考資料1-3(調査報告書附録2)は告発者のブログ等から収集した情報を基に作成されたものであること等に関する書面調査を実施するとともに、参考資料1-3において用いられている出典方法等の妥当性に関する審議を行った。

### 3. 調査結果

#### (1) 認定

調査対象の報告書等において、不正行為(盗用)は行われていないと認定した。

なお、告発の対象となった調査報告書附録2において、告発者のブログに掲載された内容の一部がそのまま写されている箇所が相当数あり、引用した箇所を明瞭に区別する等の適切な引用方法が用いられていない。これは本報告書作成者、資料作成者及び研究代表者の次に掲げる行為により生じたものであり、適切な引用方法とは言えないが、告発者のブログからの引用があることを推定できる文章や収集した情報元を記載していることから、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったものとまでは認められないものである。

- 基データの作成者である井内健介准教授は、告発者のブログ等から収集した情報をとりまとめて作成したエクセルデータには情報元を記載するとともに、データ(情報)が掲載されているWEB上のページをPDFとして別データで保存した。エクセルデータにおいては、引用した箇所を明瞭に区別する代わりに当該引用箇所にハイパーリンクを付していた。しかしながら、本報告書の作成者である野内

- 玲助教に資料を提供する際にエクセルデータのみを提供したため別データとのリンクが切れた状態になっており、かつ、提供した資料に関する説明を十分に行っていないかった。
- ・ 調査報告書附録2の作成者である野内玲助教が、井内健介准教授から提供されたエクセルデータを統一したワード形式の表に落とし込んで整理する際に、冒頭の前文で告発者のブログからの引用があることを読者が推定できる文章や各事例の「検索入口」の項に収集した情報元を記載したが、提供されたデータを確認し、引用した箇所を明瞭に区別する等の適切な引用方法を用いていなかった。
  - ・ 研究代表者である河合孝尚准教授が、調査報告書附録2を公開する前に最終確認した際に、引用した箇所が明瞭に区別されていないことについて、情報元の記載や冒頭の前文があれば問題ないと判断していた。

## (2) 理由

### ① 参考資料3:医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析

✓ 作成者 佐藤俊太郎助教、田中恒彦准教授、川添百合香事務補佐員

✓ 認定理由

- ・ 参考資料3は、ORI(アメリカ研究公正局)の研究不正調査結果の一部を翻訳した「参考資料1-2:医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析-研究不正事例調査報告書 附録1」を活用し、各研究不正事例における研究不正に関連する動機について、5人の評価者による評価を基に定量的な評価を行った結果をまとめた調査報告書であり、本研究における実質的な調査報告書と言える。
- ・ 書面調査及びヒアリング調査の結果、参考資料3は、佐藤俊太郎助教がデータ解析及び報告書の初案を作成した後、当該初案に関するレビューを田中恒彦准教授と川添百合香事務補佐員が行い、そのレビューを踏まえて佐藤俊太郎助教が最終的に作成した調査報告書であることを確認した。
- ・ また書面調査及び調査報告書を作成した研究協力者3名に対するヒアリング調査において確認した定量的な評価の手法等に研究倫理上問題があると疑われるべき点はなかった。
- ・ さらに定量的な評価を行った際の資料等を検証した結果、研究代表者が作成したオリジナルのスコアリングシートを活用して5名の評価者(河合孝尚准教授、井内健介准教授、野内玲助教、佐藤弘基準教授、田中恒彦

准教授)が評価を行い、その5名の評価結果をデータ解析しており、その内容に疑われるべき点はなかった。

- 作成された調査報告書において研究活動における不正行為(盗用)の形跡は一切なく、かつ、定量的な評価の結果を作成者の見解に沿って説明している調査報告書であることから、研究活動における不正行為(盗用)は行われていないと認定した。
- 調査報告書の作成過程において研究活動における不正行為と疑われるべき行為はなく、かつ、作成された調査報告書において研究活動における不正行為(盗用)は行われていないことから、作成者である佐藤俊太郎助教及び川添百合香事務補佐員、作成者かつ評価者である田中恒彦准教授、評価者である河合孝尚准教授、井内健介准教授、野内玲助教及び佐藤弘基准教授の計7名は研究活動における不正行為(盗用)を行っていないと認定した。また、河原直人特任講師は本調査報告書の作成等には関与していないことから、研究活動における不正行為(盗用)を行っていないと認定した。

② 参考資料1-1:医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析-研究不正事例調査報告書について

✓ 作成者 野内 玲助教

✓ 認定理由

- 参考資料1-1は、本研究課題の研究目的や調査の方法等のほか、「参考資料1-2:医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析-研究不正事例調査報告書 附録1」を資料として行った分析調査の概要と、分析調査には使用しなかった「参考資料1-3:医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析-研究不正事例調査報告書 附録2」等の概要を紹介した調査報告書であり、書面調査及びヒアリング調査の結果、野内玲助教が一人で作成した調査報告書であることを確認した。
- 書面調査及びヒアリング調査の結果、作成された調査報告書において研究活動における不正行為(盗用)の形跡は一切なく、かつ、作成者である野内玲助教が研究グループの調査方針等を作成者自身の文言を用いて作成している調査報告書であることから、参考資料1-1において研究活動における不正行為(盗用)は行われていないと認定した。
- 調査報告書の作成過程において研究活動における不正行為と疑われるべき行為はなく、かつ、作成された調査報告書において研究活動における

不正行為(盗用)は行われていないことから、作成者である野内玲助教は研究活動における不正行為(盗用)を行っていないと認定した。また、他の7名の被告発者は本調査報告書の作成には関与していないことから、研究活動における不正行為(盗用)を行っていないと認定した。

③ 参考資料1-2:医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析-研究不正事例調査報告書 附録1

✓ 作成者 野内 玲助教

✓ 認定理由

- 参考資料1-2は、ORI(アメリカ研究公正局)の研究不正調査結果の一部を翻訳した調査報告書で、参考資料1-1における分析調査と参考資料3における定量的な評価に用いた調査報告書であり、書面調査及びヒアリング調査の結果、野内玲助教が一人で作成した調査報告書であることを確認した。
- 書面調査及びヒアリング調査の結果、作成された調査報告書は ORI(アメリカ研究公正局)の研究不正調査結果の一部を翻訳しただけのもので、冒頭の前文に ORI の研究不正調査結果の翻訳であることを記載しており、研究活動における不正行為(盗用)の形跡は一切ないこと、また ORI に対して当該研究不正調査結果の使用許諾に関する連絡を行っていること、さらに作成者である野内玲助教が自ら作成した形式の表に翻訳した研究不正事案を整理して作成したもので研究活動における不正行為(盗用)は行われておらず、調査報告書附録2に記されたことを利用することによる盗用が行われたと疑われる点もなかったことから、研究活動における不正行為は行われていないと認定した。
- 調査報告書の作成過程において研究活動における不正行為と疑われるべき行為はなく、かつ、作成された調査報告書において研究活動における不正行為(盗用)に該当するような形跡は認められないことから、作成者である野内玲助教は研究活動における不正行為(盗用)を行っていないと認定した。また、他の7名の被告発者は本調査報告書の作成には関与していないことから、研究活動における不正行為(盗用)を行っていないと認定した。

④ 参考資料1-3:医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析-研究不正事例調査報告書 附録2[告発の対象となった調査報告書]

✓ 作成者 野内 玲助教

✓ 資料作成者 井内健介准教授

✓ 認定理由

- 参考資料1-3は、「心理的要因分析」を行う際の基礎資料として用いる予定であったが、平成 29 年 11 月 2 日の AMED 本部で行われた中間評価において当該資料を用いるには相当の注意が必要との指摘を受け、研究代表者である河合孝尚准教授の判断により、本研究におけるいずれの分析にも用いられなかった資料である。
- この参考資料1-3が、「盗用」であるとの告発者からの指摘があった調査報告書であることから、調査委員会委員への事前配付による確認(照査)や被告発者に対するヒアリング調査において入念な調査を行った。
- 書面調査及びヒアリング調査の結果、参考資料1-3の作成等には井内健介准教授、野内玲助教及び河合孝尚准教授が関与していることを、また3名の役割分担は次表のとおりであることを確認した。

| 氏名                 | 役割   |
|--------------------|--|
| 井内健介准教授<br>(研究協力者) | 告発者のブログ等から収集した情報やWEB上で検索できる情報を収集してエクセルデータとして作成し、当該データを野内玲助教に提供。                |
| 野内 玲 助教<br>(研究協力者) | 井内健介准教授から提供されたエクセルデータを、野内玲助教が作成した統一した形式の表に落とし込んで整理するとともに、冒頭に前文を追記して参考資料1-3を作成。 |
| 河合孝尚准教授<br>(研究代表者) | 参考資料1-3の記載内容等に関する最終確認  |

参考資料1-3は、告発者が ORI(アメリカ研究公正局)や Retraction Watch 等から得た情報を基に、過去に研究不正行為を行った研究者の情報や研究不正の様態を掲載したブログや WEB 上で検索できるデータ(情報)について取り纏めた資料である。

書面による事前確認の結果、冒頭の前文で告発者のブログからの引用があることを読者が推定できる文章や各事例の「検索入口」の項に収集した情報元は記載されていた。しかし、告発者のブログに掲載された ORI や Retraction Watch 等から得たデータ(情報)の一部がそのまま写されている箇所が相当数あり、次のような不十分な引用方法を用いていることが見出さ

れた。

- ・ どの文言が告発者のブログからの写しであることを明示していない。
- ・ 引用し記載された文言が、ブログの原文のままなのか、改変したものかなどが、附録 2 を読んだだけでは判然としない。

著作物等の引用方法は多岐にわたるが、公表された著作物等から文章を逐語的に引用する場合の研究倫理上の正しい引用方法としては、引用した文字列に引用符を付す、斜体やボールド体で記載する、又は段落を下げて示すなどによって、引用した箇所を明瞭に区別することが一般的である。

この引用方法に関し、井内健介准教授に対するヒアリング調査において、告発者のブログ「研究倫理」のフロントページに「本サイトの文書・写真の著作権は白楽ロックビルにあります。使用・配布は自由です。商業的に利用されてもかまいません。事前も事後も連絡不要です。但し、出典は記載してください。」と掲載されていたことから、基データであるエクセルデータを作成する際に、情報元を記載するとともに、引用した箇所を明瞭に区別する代わりにデータ(情報)が掲載されているWEB上のページをPDFとして別データで保存し当該引用箇所にハイパーリンクを付していたことが確認された。また、研究代表者である河合孝尚准教授のヒアリング調査においても、参考資料1-3を公開する前に最終確認した際、引用した箇所が明瞭に区別されていないが情報元が記載されていること、冒頭の前文があることから問題ないと判断したことが確認された。

そのほか書面調査及びヒアリング調査の結果、次のことが確認された。

- (i) 冒頭の前文で告発者のブログからの引用があることを読者が推定できる記載があり、また各事例の「検索入口」の項に不十分ながらも収集した情報元を記載していたこと。
- (ii) 「心理的要因分析」は、参考資料1-2にあるデータに基づき、参考資料3に記された方法で行われたものであり、参考資料1-2の不正事例には、参考資料1-3と共通する7つの研究不正事例が含まれるものの、参考資料1-3から参考資料1-2を作成した形跡が皆無であること。
- (iii) 参考資料1-3を基礎資料として用いて「心理的要因分析」を行うべきでないと、平成 29 年 11 月 2 日に被告発者が参加してAMED 本部(東京都大手町)で行われた中間評価において、評価委員からの指摘を受け、研究代表者である河合孝尚准教授が個人のブログ等から収集したデータは客観性を欠くことから分析の対象にすべきでないと判断し、参考資料

- 1-3は本研究におけるいずれの分析にも用いられていなかったこと。
- (iv) ブログからの引用は、参考資料1-3に限定されており、それらは、参考資料1-3の前文記載に沿ったものと十分に推定できるため、引用したことを隠匿した形跡と意図はなかったこと。
  - (v) 告発者のブログに書かれた過去の研究不正事例等に関する記述に含まれると考えられる告発者独自の編集、分析、考察、アイデア、文章等が、引用元の推定もできない様相で研究成果(例えば、令和元年5月15日付の長崎大学がAMEDに提出した事後評価報告書)に記された詳細の内容の一部とした形跡はなく、意図も見受けられなかったこと。
  - (vi) 参考資料1-3の冒頭の前文に「調査者の視点からまとめた」との記載があるが、井内健介准教授が同資料の基データを作成する際に、本研究テーマの一つである研究不正の発生要因である動機、機会及び正当化を各研究不正事例で分類しており、その分類の仕方に創意が入れ込まれているという趣旨で、野内玲助教が冒頭の前文を記載したものであること。

以上を基に、参考資料1-3において不正行為(盗用)(本学規程に規定する不正行為)に相当するかどうかについて精査した結果、裁判例や学説によれば、要約引用も認められるなど、著作物等の引用方法は多岐にわたる中で、本件では、出典元を隠匿する等の悪意ある行為や故意による他者のアイデア等を自らの研究成果として流用する行為は一切行われていないことから故意とは認められないものと認定した。

また、公表された著作物等から逐語的に引用する場合の研究倫理上正しい引用方法としては、出典元を記載するとともに、引用した箇所を明瞭に区別できる引用方法に沿って記載することが一般的であり、参考資料1-3の作成等に関与した3名の次の(i)~(iii)に示す行為や判断は適切とは言えないものであった。

- (i)資料作成者である井内健介准教授が告発者のブログ等のデータ(情報)を収集してエクセルデータとして作成する際に、情報元は記載したが引用した箇所を明瞭に区別できるような引用方法を用いずに、データ(情報)が掲載されているWEB上のページをPDFとして別データで保存し、当該引用箇所にハイパーリンクを付して引用先が分かるようにしていた。しかし、井内健介准教授が本報告書の作成者である野内玲助教に資料を提供する際にエクセルデータのみを提供したため別データとのリンクが切れた状態になっ

ており、さらに提供した資料に関する説明(データ(情報)が掲載されているWEB上のページをPDFとして別データで保存していることなど)を十分に行っていないかった。そのため、作成された調査報告書には告発者のブログからの引用があることを読者が推定できる文章や情報元は記載されているが、引用した箇所は明瞭に区別されていないかった。

- (ii)本報告書の作成者である野内玲助教は、本報告書作成時に告発者のブログからの引用があることを読者が推定できる文章や情報元は記載したが、提供されたエクセルデータを統一したワード形式の表に落とし込んで整理する際に、資料作成者である井内健介准教授からの情報が不十分なために提供されたエクセルデータに告発者等のデータ(情報)の一部をそのまま写している箇所が含まれていることの認識がなく、提供されたエクセルデータを確認して引用した箇所を明瞭に区別できるような引用方法を用いなかった。
- (iii)研究代表者である河合孝尚准教授が本報告書を公開する前に最終確認した際、引用した箇所が明瞭に区別されていないことについて、情報元の記載や冒頭の前文があれば問題ないと判断した。

しかしながら、冒頭の前文で告発者のブログからの引用があることを読者が推定できる記載があり、各事例の「検索入口」の項にも不十分ながらも収集した情報元を記載されていたことから、それが研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったものとまでは認められないものであると認定した。さらに、他の5名の被告発者は本調査報告書の作成等には関与していないことから、研究活動における不正行為(盗用)を行っていないと認定した。

⑤ 参考資料2:医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析—国内の医療研究機関等での研究不正防止に関する実態調査報告書

✓ 作成者 佐藤弘基准教授

✓ 認定理由

- 参考資料2は、主に生命医学系分野の研究を実施する科学者が所属する医療研究機関にある不正研究防止等を扱う部署を対象として行った訪問インタビューの調査結果を取り纏めた調査報告書であり、書面調査及びヒアリング調査の結果、佐藤弘基准教授が一人で作成した調査報告書であることを確認した。
- 書面調査及びヒアリング調査において確認した訪問調査を行った研究代表者及び研究協力者3名の調査方法等に事実に沿わない等の疑わしい点はなかった。

- また調査報告書と訪問インタビューの際に当該研究機関に提示したインタビューの概要とインタビューシートとの関係性を検証した結果、その内容や調査報告書の作成等において研究倫理上問題があると疑われるべき点はないことから、研究活動における不正行為(盗用)は行われていないと認定した。
- 調査報告書の作成過程において研究活動における不正行為と疑われるべき行為はなく、かつ、作成された調査報告書において研究活動における不正行為(盗用)に該当するような形跡は認められないことから、作成者である佐藤弘基準教授は研究活動における不正行為(盗用)を行っていないと認定した。また、他の7名の被告発者は本調査報告書の作成には関与していないことから、研究活動における不正行為(盗用)を行っていないと認定した。

⑥ 参考資料4:医療分野における研究不正行為に関する意識調査及び心理的要因分析－医療分野における研究不正行為に関する意識調査のための調査票

✓ 作成者 河原直人特任講師、井内健介准教授、川添百合香事務補佐員

✓ 認定理由

- 本調査票は、医療分野における研究不正行為対応に係る動向を把握することを目的とした調査票であり、書面調査及びヒアリング調査の結果、河原直人特任講師と井内健介准教授が他の被告発者の意見等を参考にして作成した調査票であり、川添百合香事務補佐員は調査票を作成する際の検討に加わっていたことを確認した。
- 調査票の作成に関わった研究協力者3名に対するヒアリング調査において確認した調査票の作成手法等に研究倫理上問題があると疑われるべき点はなかった。
- また調査票と調査票作成の際に資料として用いた関係書類とを検証した結果、その内容等に不審な点はなかったことから、研究活動における不正行為は行われていないと認定した。
- 調査票の作成過程において研究活動における不正行為と疑われるべき行為はなく、かつ、作成された調査票において研究活動における不正行為(盗用)に該当するような形跡は認められないことから、作成者である河原直人特任講師、井内健介准教授及び川添百合香事務補佐員は研究活動における不正行為(盗用)を行っていないと認定した。また、他の5名の被告発者は本調査票の作成には関与していないことから、研究活動における不正行為(盗用)を行っていないと認定した。

#### 4. 発生要因

本事案において関係者らが行った行為の発生要因は、ヒアリング調査の結果、次によるものであることが判明した。

- 資料作成者は、WEB 上で検索できる情報を収集してエクセルデータとして作成する際に、情報元は記載したが引用した箇所を明瞭に区別できるような引用方法を用いずに、データ(情報)が掲載されている WEB 上のページを PDF として別データで保存し、当該引用箇所にハイパーリンクを付して引用先が分かるようにしていたが、作成者にはエクセルデータのみを提供していた。引用データを扱う際には、特段の研究倫理上の注意を以ってデータの属性を理解するとともに複数の研究者で受け渡しを漫然として行うことは避けるべきなのは当然であり、研究者間での綿密な連絡と確かな合意を形成して実施すべきであるが、参考資料1-3の作成等に関与した研究協力者間の情報交換に不備があるなど研究体制に一部問題があったこと。
- 作成者は、資料作成者からの情報が不十分なために提供されたエクセルデータに告発者等のデータ(情報)の一部をそのまま写している箇所が含まれていることの認識がなく、提供されたエクセルデータを確認して引用した箇所を明瞭に区別できるような引用方法を用いていなかった。公表された著作物等から引用する場合には、研究倫理上、引用した箇所を明瞭に区別することが一般的であるが、作成者は引用データを使用する際の注意が十分ではなかったこと。
- 研究代表者は、参考資料1-3を公開する前に最終確認した際、告発者が掲載する同人のブログにある文書等の使用に関する記載があったにはせよ、引用した箇所が明瞭に区別されていないことについて、情報元の記載や冒頭の前文があれば問題ないと判断しており、引用データの取扱いに関する判断が十分ではなかったこと。